

中川下流だより

出張所だよりは江戸川河川事務所のホームページ
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>)に掲載しています。

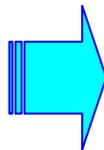
国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
中川下流出張所発行
東京都葛飾区高砂1-3-15
電話(03)3694-2757
2009年10月1日【第8号】

八潮市木曾根地区の堤防が完成いたしました



八潮市木曾根地区で施工しておりました「H19木曾根下流築堤工事」(施工者:常陽建設株式会社)が、平成21年6月25日に無事完成いたしました。

工事施工中におきましては、近隣地域の皆様及び河川を利用される皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。この場をお借りして御礼を申し上げます。



芝の養生に、ご協力下さい

新たな堤防には、降雨などにより堤防の法面が傷むのを防ぐため芝を張っています。築堤工事は完了いたしました。芝がしっかりと根付くまでは、芝を張った箇所への立入を禁止させていただきます(現在、杭とロープにて立入規制をさせていただいております)。

芝が根付く前に人が立ち入ると、右の写真のように芝はがれてしまい堤防本来の機能が発揮できなくなってしまいます。近隣地域の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。



芝はがれてしまった法面

10月中旬より、次の工事が始まりますのでお知らせいたします。

(詳細は今後の「中川下流だより」で紹介いたします)

- ① 工事件名: H20六木護岸工事(施工者: 石橋建設工業株式会社)
中川右岸(東京都足立区佐野一丁目付近)の堤防を強化する工事
- ② 工事件名: H20高砂護岸工事(施工者: 古久根建設株式会社)
中川左岸(東京都葛飾区高砂五丁目付近)の堤防を強化する工事



中川下流出張所管内図



平成21年度の河川法申請受付件数

河川法の条項等	H21 年度 (4月~8月)	H20 年度	H19 年度
第24・26条	11件	60件	62件
第55条	8件	28件	31件
一時使用	15件	21件	30件
その他	2件	0件	4件

河川法第24条	土地の占用許可
河川法第26条	工作物の新築などの許可
河川法第55条	河川保全区域での行為の制限
一時使用	河川の一部を一時使用

☆堤防の近くで盛土や掘削を行う場合には、河川法の手続きが必要となる場合がありますので、出張所に確認をお願いします。

あ と が き

「中川下流だより」(第7号)の発行から今回の第8号までに4ヶ月を要してしまいました。執筆者に文才がないことから、どうしても他の仕事が優先となってしまう、このような事態になってしまいました。「中川下流だより」の発行を待っておられた方には、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

今後は中川下流出張所の情報発信ツールである「中川下流だより」を充実させ、皆様に関わりやすい事業の説明をしていきたいと思っております。

「中川下流だより」をこれからもよろしくお願いいたします。

